

公 示

タクシー事業の運賃及び料金認可申請事案

埼玉県A地区 …… 1
神奈川県相模・鎌倉地区 …… 2

タクシー事業者に対する許可の取消し処分事案 …… 5

自動車整備事業者の聴聞の実施について …… 6

自動車整備事業者の処分について …… 8

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成23年11月 4日 関東運輸局長 神谷 俊広

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

11B 33号 株式会社 あいり介護サービス

1. 平成23年10月 7日
2. 埼玉県A地区
3. 運賃及び料金設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗運賃及び加算時間を15分に短縮する。

- (ア) 大型車 下限運賃
(イ) 普通車 下限運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金認可申請事業

道路運送法施行規則第55号の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事業の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成23年11月4日 関東運輸局長 神谷 俊広

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事業

番号 申請者 事業の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

11B34号 相模中央交通株式会社

1. 平成23年10月26日
2. 神奈川県相模・鎌倉地区
3. 運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請の概要

以下(別紙1, 2)のとおり

1. 運賃の種類

(1) 平成14年1月17日付けで関東運輸局長が公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃

及び料金に関する制度について」記、1. (1)、ハ. ①に定める定額運賃

(2) 定額運賃適用施設は東京国際空港とし、一定エリアについては以下に定めるゾーンとする

2. 定額運賃を適用するゾーン、最短経路及び距離

ゾーン名	適用地域	最短経路	距離
Aゾーン	大和市	南台～(保土ヶ谷バイパス)下川井IC～新桜ヶ丘IC～(横浜新道)新保土ヶ谷IC～(首都高速神奈川2号線三ツ沢線)保土ヶ谷IC～(首都高神奈川1号横羽線)金港JCT～羽田IC～東京国際空港国際線ターミナル	35. 2km
Bゾーン	藤沢市 相模原市南区	矢沢～(横浜新道)戸塚IC～新保土ヶ谷IC～(首都高速神奈川2号線三ツ沢線)保土ヶ谷IC～(首都高神奈川1号横羽線)金港JCT～羽田IC～東京国際空港国際線ターミナル	37. 1km
Cゾーン	綾瀬市 座間市 海老名市	代官1丁目～(保土ヶ谷バイパス)下川井IC～新桜ヶ丘IC～(横浜新道)新保土ヶ谷IC～(首都高速神奈川2号線三ツ沢線)保土ヶ谷IC～(首都高神奈川1号横羽線)金港JCT～羽田IC～東京国際空港国際線ターミナル	39. 0km
Dゾーン	相模原市中央区 茅ヶ崎市	(藤沢バイパス)藤沢IC～(横浜新道)戸塚IC～(首都高速神奈川2号線三ツ沢線)保土ヶ谷IC～(首都高神奈川1号横羽線)金港JCT～羽田IC～東京国際空港国際線ターミナル	42. 9km
Eゾーン	寒川市 厚木市	大曲2～茅ヶ崎中央インター～(新湘南バイパス)西久保～(藤沢バイパス)藤沢インター～(横浜新道)戸塚IC～(首都高速神奈川2号線三ツ沢線)保土ヶ谷IC～(首都高神奈川1号横羽線)金港JCT～羽田IC～東京国際空港国際線ターミナル	46. 5km
Fゾーン	相模原市緑区(旧津久井群を除く。) 平塚市	鹿沼台～今井町～(保土ヶ谷バイパス)下川井IC～新桜ヶ丘IC～(横浜新道)新保土ヶ谷IC～(首都高速神奈川2号線三ツ沢線)保土ヶ谷IC～(首都高神奈川1号横羽線)金港JCT～羽田IC～東京国際空港国際線ターミナル	49. 5km
Gゾーン	愛川町	上依知～若松3丁目～今井町～(保土ヶ谷バイパス)下川井IC～新桜ヶ丘IC～(横浜新道)新保土ヶ谷IC～(首都高速神奈川2号線三ツ沢線)保土ヶ谷IC～(首都高神奈川1号横羽線)金港JCT～羽田IC～東京国際空港国際線ターミナル	50. 3km
Hゾーン	伊勢原市 相模原市緑区(旧城山町に限る。) 大磯町	(小田原厚木道路)厚木西IC～(東名高速道路)横浜町田IC～今井町～(保土ヶ谷バイパス)下川井IC～新桜ヶ丘IC～(横浜新道)新保土ヶ谷IC～(首都高速神奈川2号線三ツ沢線)保土ヶ谷IC～(首都高神奈川1号横羽線)金港JCT～羽田IC～東京国際空港国際線ターミナル	52. 5km
Iゾーン	相模原市緑区(旧津久井町に限る。)	向原東～橋本5差路～今井町～(保土ヶ谷バイパス)下川井IC～新桜ヶ丘IC～(横浜新道)新保土ヶ谷IC～(首都高速神奈川2号線三ツ沢線)保土ヶ谷IC～(首都高神奈川1号横羽線)金港JCT～羽田IC～東京国際空港国際線ターミナル	57. 1km
Jゾーン	秦野市 二宮町 清川村	桜坂～(小田原厚木道路)厚木西IC～(東名高速道路)横浜町田IC～今井町～(保土ヶ谷バイパス)下川井IC～新桜ヶ丘IC～(横浜新道)新保土ヶ谷IC～(首都高速神奈川2号線三ツ沢線)保土ヶ谷IC～(首都高神奈川1号横羽線)金港JCT～羽田IC～東京国際空港国際線ターミナル	60. 9km
Kゾーン	相模原市緑区(旧相模湖町に限る。)	道志橋～谷ヶ原浄水場～橋本～今井町～(保土ヶ谷バイパス)下川井IC～新桜ヶ丘IC～(横浜新道)新保土ヶ谷IC～(首都高速神奈川2号線三ツ沢線)保土ヶ谷IC～(首都高神奈川1号横羽線)金港JCT～羽田IC～東京国際空港国際線ターミナル	63. 1km
Lゾーン	相模原市緑区(旧藤野町に限る。)	(中央自動車道)相模湖IC～八王子JCT～(首都4号新宿線)西新宿JCT～(首都都心環状線)三宅坂JCT～(首都1号羽田線)浜崎橋JCT～空港西IC～東京国際空港国際線ターミナル	80. 1km

(1) 算出の基礎となる現行認可の距離制運賃等

①距離制	特定大型車	初乗運賃	2Kmまで	710円
		加算運賃	301mまでを増すごとに	90円
	大型車	初乗運賃	2Kmまで	710円
		加算運賃	301mまでを増すごとに	90円
	普通車	初乗運賃	2Kmまで	710円
		加算運賃	301mまでを増すごとに	90円
② 遠距離割引	9, 000円を超える額について			1割引
③ 深夜早朝割増	22時から5時まで			2割増
④ 障害者割引				1割引

(2) 設定する定額運賃の額

ゾーン名称	車種区分	定額運賃(円)	深夜早朝割増適用運賃(円)	障害者割引適用運賃(円)	深夜早朝割増及び障害者割引運賃(円)
Aゾーン	特定大型車	10,500	12,300	9,500	11,100
	大型車	10,500	12,300	9,500	11,100
	普通車	10,500	12,300	9,500	11,100
Bゾーン	特定大型車	11,000	13,000	9,900	11,700
	大型車	11,000	13,000	9,900	11,700
	普通車	11,000	13,000	9,900	11,700
Cゾーン	特定大型車	11,500	13,600	10,400	12,200
	大型車	11,500	13,600	10,400	12,200
	普通車	11,500	13,600	10,400	12,200
Dゾーン	特定大型車	12,500	14,900	11,300	13,400
	大型車	12,500	14,900	11,300	13,400
	普通車	12,500	14,900	11,300	13,400
Eゾーン	特定大型車	13,500	16,000	12,200	14,400
	大型車	13,500	16,000	12,200	14,400
	普通車	13,500	16,000	12,200	14,400
Fゾーン	特定大型車	14,000	17,000	12,600	15,300
	大型車	14,000	17,000	12,600	15,300
	普通車	14,000	17,000	12,600	15,300
Gゾーン	特定大型車	14,500	17,200	13,100	15,500
	大型車	14,500	17,200	13,100	15,500
	普通車	14,500	17,200	13,100	15,500
Hゾーン	特定大型車	15,000	17,900	13,500	16,100
	大型車	15,000	17,900	13,500	16,100
	普通車	15,000	17,900	13,500	16,100
Iゾーン	特定大型車	16,000	19,400	14,400	17,500
	大型車	16,000	19,400	14,400	17,500
	普通車	16,000	19,400	14,400	17,500
Jゾーン	特定大型車	17,000	20,400	15,300	18,400
	大型車	17,000	20,400	15,300	18,400
	普通車	17,000	20,400	15,300	18,400
Kゾーン	特定大型車	17,500	21,300	15,800	19,200
	大型車	17,500	21,300	15,800	19,200
	普通車	17,500	21,300	15,800	19,200
Lゾーン	特定大型車	22,500	26,800	20,300	24,100
	大型車	22,500	26,800	20,300	24,100
	普通車	22,500	26,800	20,300	24,100

4. 適用方法

- (1) 車種区分は、現に認可を受けている運賃の車種区分による。
- (2) 有料道路利用料、駐車料、その他旅客から特別な負担を求められた場合の実費は旅客の負担とする。
- (3) 定額運賃は、予め営業所又は無線基地局において、旅客との間に定額運賃によることを特約した場合に適用する。
- (4) 運行の中止等の場合の措置として、運賃メーター器を併用することとし、運送の最初から運賃メーター器を通常の距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)の運送におけるものと同様に操作する。
- (5) 運送の途中において、旅客の都合により運送を中断する場合、又は、本認可による定額運賃の目的地以外の場所に目的地を変更するような場合、若しくは、旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が本認可による定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃の収受は運賃メーター器の表示額によることとする。
- (6) 深夜早朝割増は、運送の開始から終了までの時間が深夜早朝時間帯(午後10時～午前5時)の中にすべて含まれる場合に適用する。
- (7) 障害者割引の対象者は、現に認可を受けている障害者割引の適用方による。

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく同法第4条の許可の取消し処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

平成23年11月4日 関東運輸局長 神谷俊広

記

事案番号 11F05

1. 事業者の氏名及び住所

有限会社 猿組

東京都世田谷区成城2-40-8

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第1項等の規定違反による道路運送法第40条に基づく同法第4条の許可の取消し処分

3. 聽聞の期日

平成23年11月24日 午後1時30分

4. 聽聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

道路運送車両法第103条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

北自動車整備協同組合

代表理事 樽林 一雄

東京都足立区入谷9丁目20番2号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号

北自動車整備協同組合

東京都足立区入谷9丁目20番2号

認証番号 第1-9251号

4. 期 日

平成23年11月30日（水） 13時30分

5. 場 所

関東運輸局 共用第3会議室

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎 1階

6. 理 由

道路運送車両法第49条第1項及び同法第91条の3の規定違反

平成23年10月13日

関 東 運 輸 局 長

神 谷 俊 広

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条、同法第94条の4第4項及び同法第94条の8第1項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

京浜自動車協業組合

代表理事 池田 清文

東京都大田区京浜島3丁目3番10号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

京浜自動車協業組合

東京都大田区京浜島3丁目3番10号

認証番号 第1-6887号

指定番号 東指第1-1556号

4. 自動車検査員の氏名

安田 博之

5. 期 日

平成23年11月30日（水） 10時30分

6. 場 所

関東運輸局 共用第3会議室

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎 1階

7. 理 由

道路運送車両法第94条の5、同法第94条の5第1項、同第4項及び同法第94条の10の規定違反

平成23年10月13日

関東運輸局長

神谷俊広

公示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

サン運輸株式会社
代表取締役 矢島 篤
神奈川県足柄上郡大井町上大井538番地2

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

サン整備
神奈川県足柄上郡大井町金子27番地4
認証番号 第2-4030号
指定番号 関東指第2-1287号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止命令
停止期間 平成23年11月1日から
平成23年11月15日まで 15日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の6第1項及び同法第94条の10の規定違反

平成23年10月24日

関東運輸局長
神谷俊広

公示

道路運送車両法第94条の4第4項及び同法第94条の8第1項の規定に基づき、
指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社 関商運輸
代表取締役 関 庫一
茨城県下妻市大字平沼274番地1

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

県西車検センター
茨城県下妻市大字平沼274番地1
認証番号 第5-3588号
指定番号 関東指第5-1087号

3. 処分の内容

(1) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止命令

停止期間 平成23年11月 8日 から
平成24年 2月10日 まで 95日間

(2) 自動車検査員の解任命令

自動車検査員の氏名 赤間 一海
解任年月日 平成23年11月 8日

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項及び同第4項の規定違反

平成23年10月24日

関 東 運 輸 局 長
神 谷 俊 広